

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名： 五條市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	S37. 2. 7	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	五條市	職員数（H22. 4. 1現在）	16
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

## 2 財政指標等

資本費	77（21年度）	財政力指数	0.379（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（21年度）
経常収支比率（%）	92.5（21年度）	実質公債費比率（%）	18.9（22年度）
		将来負担比率（%）	203.9（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年9月25日 合併前市町村：五條市／西吉野村／大塔村] 旧西吉野村、旧大塔村については上水道事業はなし。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る五條市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度まで
計画策定責任者	五條市水道事業管理者 五條市長 吉野晴夫
既存計画との関係	五條市集中改革プラン（平成19年度～平成23年度）
公表の方法等	市ホームページにて公表
基本方針	財政運営の健全化を図るため、公営企業会計について、徹底した経営合理化とサービスの提供の範囲について精査する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利6%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	225,818.8			225,818.8
	補償金免除額	43,633.1			43,633.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	5,912.0	71,467.6	うち年利7%以上	77,379.6

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所へ予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	上水道事業債	27,219.3			27,219.3
	上水道事業債	39,467.5			39,467.5
	上水道事業債	159,132.0			159,132.0
合 計 (A)		225,818.8			225,818.8
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		225,818.8			225,818.8

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	上水道事業債	706.0			706.0
	上水道事業債	5,206.0			5,206.0
	上水道事業債		71,467.6		71,467.6
合 計 (A)		5,912.0	71,467.6		77,379.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		5,912.0	71,467.6		77,379.6

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>給水区域内普及率は概ね99.8%でほぼ全域に水道が普及している。            施設利用率は48.7%で全国平均及び類似団体平均を下回る。            有収率は87.8%で年々改善されつつある。            総収支比率、経常収支比率は110%前後で良好といえる。            料金回収率は平成18年度以降100%を割っていたが、平成21年度で106.78%まで回復し、水道料金による収入をもって費用をまかなうことができた。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 企業債元利金負担の健全化</p> <p>平成13年度以降、建設改良費に充てる企業債の借入れはなく自己資金の範囲内で水道施設整備を実施し、資本費負担軽減のための運営を行っている。補償金免除繰上償還制度の活用によりさらに軽減を図る。</p>
	<p>課 題 ② サービス供給コストの節減合理化</p> <p>給水人口が漸減傾向にあり、給水量も減少してきているなか、現行料金での収益の伸びは望めないため、経営コスト節減のための、老朽管及びポンプ施設更新を行い有収率(87.81%)の更なる改善を目指しながら、集中改革プランに沿った人員削減(人員配置)を実施する。</p>
	<p>課 題 ③ 料金水準の適正化</p> <p>水道料金の水準については県下12市のなかで比較すると月20立方メートルで3番目に安価な料金設定であるが、平成21年度においては料金回収率106.78%となっており、数年間は100%以上を維持できる見通しである。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1. 営業業 収 益 (A)	788	772	761	695	688	693	671	664	657	651
	(1) 料 金 収 入	736	711	696	675	667	657	651	644	638	632
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	8	7	5	5	5	5	5	5	5	5
	(3) そ の 他	44	54	60	20	21	36	20	20	19	19
	2. 営 業 外 収 益	1	1	3	3	2	1	1	1	1	1
	(1) 補 助 金										
	会計補助金										
	その他補助金										
	(2) そ の 他	1	1	3	3	2	1	1	1	1	1
	収 入 計 (C)	789	773	764	698	690	694	672	665	658	652
支 出	1. 営 業 費 用	578	590	585	576	544	560	570	570	572	572
	(1) 職 員 給 与 費	143	149	152	156	126	122	122	124	126	126
	基本給	84	88	87	89	71	69	69	70	71	71
	退職手当			4	4	3	3	3	3	3	3
	その他	59	61	61	63	52	50	50	51	52	52
	(2) 経 費	242	254	244	208	208	225	230	228	228	228
	動力費	57	56	56	58	54	54	54	54	54	54
	修繕費	57	67	40	31	31	47	49	49	49	49
	材料費	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
	その他	126	130	147	118	121	122	125	123	123	123
(3) 減 価 償 却 費	193	187	189	212	210	213	218	218	218	218	
2. 営 業 外 費 用	153	142	130	107	82	77	74	66	50	48	
(1) 支 払 利 息	152	140	129	104	77	72	65	58	44	43	
(2) そ の 他	1	2	1	3	5	5	9	8	6	5	
支 出 計 (D)	731	732	715	683	626	637	644	636	622	620	
特 別 損 失 (E)	58	41	49	15	64	57	28	29	36	32	
特 別 損 益 (F)			7								
特 別 損 失 (G)	2	4	3		4	3	3	3	3	3	
特 別 損 益 (H)	-2	-4	4		-4	-3	-3	-3	-3	-3	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	56	37	53	15	60	54	25	26	33	29	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 越 欠 損 金 (I)	91	28	25	21	21	27	28	59	76	104	
流 動 資 産 (J)	847	779	753	710	783	683	710	640	672	695	
うち未収金	102	72	64	45	45	44	43	42	41	40	
流 動 負 債 (K)	318	314	294	228	243	237	237	140	140	140	
うち一時借入金											
うち未払金	78	96	111	46	46	46	46	46	46	46	
累 積 欠 損 金 比 率 ( (I)/(A)-(B) × 100 )											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	780	765	756	695	688	693	671	664	657	651	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)/(M) × 100 (N)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 6 条 に 規 定 し た 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (Q)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (R)/(P) × 100 (R)											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	18		224	536		73	20	426	12	
	2. 他 会 計 出 資 金									8	
	3. 他 会 計 補 助 金						3	3	7	10	
	4. 他 会 計 負 担 金					16					
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金										
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	75	53	20	13	12	32	17	114	18	
	9. そ の 他										
	計 (A)	93	53	244	549	28	35	95	147	446	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					6						
純 資 本 計 (A)-(B) (C)	93	53	244	549	22	35	95	147	446		
支 出	1. 建 設 費 用	191	154	96	37	37	200	89	216	302	
	2. 企 業 債 償 還 金	205	201	417	725	195	185	254	182	398	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
計 (D)	396	355	513	762	232	385	343	398	700		
資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 す る 額 (D)-(C) (E)	303	302	269	213	210	350	248	251	254		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	196	190	196	211	208	236	231	231	234	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	102	108	69			105	14	11	7	
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	5	4	4	2	2	9	3	9	13	
計 (F)	303	302	269	213	210	350	248	251	254		
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (H)											
企 業 債 現 在 高 (I)	2,871	2,669	2,476	2,288	2,092	1,907	1,726	1,564	1,592		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	うち基準外繰入金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金					16		2	6	1	8
	うち基準外繰入金					16		2	6	1	8
合 計		4	4	4	4	20	4	6	10	5	12

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	101.49	97.56	98.05	98.89	106.78	103.09	101.06	101.29	102.61	101.74
資本費 (円又は%)	86.17	84.25	83.30	85.00	77.82	78.37	78.44	77.06	73.80	74.06
総収支比率(法適用) (%)	107.88	105.04	107.27	102.18	109.68	108.40	103.88	104.00	105.26	104.28
経常収支比率(法適用) (%)	108.15	105.58	106.78	102.27	110.50	108.91	104.36	104.49	105.77	104.79
営業収支比率(法適用) (%)	136.68	130.82	130.06	120.79	126.76	123.76	117.66	116.44	114.94	113.33
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.51	0.52	0.52	0.57	0.58	0.58	0.60	0.60	0.61
	うち基準内繰入金 (%)	0.51	0.52	0.52	0.57	0.58	0.58	0.60	0.60	0.61
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	57.14	0.00	2.11	4.08	0.22
	うち基準内繰入金 (%)							2.11	4.08	0.22
	うち基準外繰入金 (%)					57.14				

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入<sup>※</sup>／汚水処理費<sup>※</sup>×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水量(有収水量)は漸減傾向にあるため、このことを踏まえた使用水量に対する料金収入を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入を原則として市財政担当課との間で調整していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度中に既存施設の整備(更新)等に関する水道事業基本計画策定(平成22年10月発注見込み～22年3月完成)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>集中改革プラン（平成19年～平成23年）における職員削減計画に沿って職員の純減に努める。新規採用の抑制や勧奨退職の推進などにより、計画期間中5年間で、市全体で596人から531人に削減（65人、△10.9%）することを目標としており、平成19年4月1日現在で585人（△1.8%）となっている。さらに平成28年度には450人以下にすることを目標としている。</p> <p>なお水道事業においては、計画期間中5年間で20人から19人に削減（1人、△5.0%）する計画であり、平成19年4月1日現在では20人となっているが、平成20年度に1人削減する予定である。平成20年度での削減は無かったが、平成21年度で2名、平成22年度でさらに2名削減し、当初計画を上回る削減により16名となっている。</p>
○ 給与のあり方	②	
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>平成18年度に国家公務員に準拠した給与構造改革を行い、その後も人事院勧告に準拠した給料支給を行っている。また、地域手当については、国家公務員における非支給該当地域ではあるものの調整手当5%の激減を緩和するため地域手当3%支給をしていたが、平成21年度において地域手当を廃止した。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>平成18年度に国家公務員に準拠した給与構造改革を行った。職種の廃止に向け、今後も退職者不補充を継続するとともに、一般職への任用替や業務の民間委託等を検討する。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>定年時特昇実施はしていない。退職手当の支給については、今後も国家公務員と同様の支給を行う。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>職員の福利厚生については、財政難により市町村共済事業、健康診断等の一定の事業に止めている。今後は、事務事業遂行のための協力体制充実のため、職員間の交流事業等の実施を検討する。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>維持管理費について、維持修繕の計画的な執行やコストの徹底した見直しなどにより支出の節減を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	<p>指定管理者制度の活用予定なし。メータ検針業務、料金徴収・閉開栓・滞納整理業務、漏水修理業務等については民間委託を実施している。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	水道料金について、現在奈良県内12市の中で10番目の低い水準であり、給水量も年々減少傾向にあるが、平成21年度は料金回収率が106.78%(前年度比7.89ポイント改善)となっている。現時点における今後5年間については料金回収率が100%以上を保てる見込であることから、現状維持していく。なお、今年度中に策定を予定している水道事業基本計画に沿って将来の料金水準の見直しを検討。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		市広報及び市ホームページにて積極的に公開
○ 行政評価の導入	②	行政評価システムの構築に向け、平成19年度に一部事務事業評価の試行実施、平成20年度には全事務事業評価及び施策評価の試行実施を行った。平成21年度においては本格的に事務事業評価及び施策評価を実施したところであり、今後の行財政運営に活用していく。
4 その他	①	企業債利子負担軽減負担軽減のため、平成13年度から建設改良費の財源は自己資金をもって実施。今回の補償金免除繰上償還制度の活用により更なるコストの軽減を図る。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。



V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	維持管理コストの削減。人員配置の見直し。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	国の経済対策による臨時交付金を財源とする基準外繰出しはあるが、原則として基準外繰出しはなし。
4 その他	企業債利子負担軽減のため、平成13年度から建設改良費の財源は自己資金をもって実施。今回の補償金免除繰上償還制度の活用により更なるコストの軽減を図る。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	2,669	2,587	2,503	2,521	2,345	2,168						
		延長計画の目標値		2,476	2,288	2,092	2,345	2,168		1,564	1,592	1,438		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率					12%						
		改善効果額(料金の適正化)					87	87	87	261			
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他( )											
		改善効果額											
		【経費の削減】											
	1	職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)	149	145	138	139	139	140					
		改善効果額		0	7	7	7	7	28				
	給与水準												
	改善効果額												
	その他( )												
	改善効果額												
1	維持管理費等	56	42	39	39	39	39						
	改善効果額(適正化)		6	9	9	9	9	42					
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他( )												
	改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	331			
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	114			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他( )											
		改善効果額											
		【経費の削減】											
		職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)											
		改善効果額											
	給与水準												
	改善効果額												
	その他( )												
	改善効果額												
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
4	その他(企業債元利償還額)												
	改善効果額							0	0			0	
									延長計画改善効果額 合計 A	0			
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0			
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	44			
									A+B+C	44			
									<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	44			

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

## (1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

## ② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	35	33	33	32	32	31	31	31	30	30
年間総有収水量 (千 $m^3$ )	4,002	3,884	3,817	3,719	3,684	3,627	3,596	3,568	3,541	3,541
公称施設能力 ( $m^3$ /日)	23,605	23,605	23,605	23,605	23,605	23,605	23,605	23,605	23,605	23,605
1日最大配水量 ( $m^3$ /日)	15,466	15,269	14,883	14,462	13,222	13,222	13,222	13,222	13,222	13,222
最大稼働率 (%)	65.52	64.69	63.05	61.27	56.01	56.01	56.01	56.01	56.01	56.01
供給単価 (円/ $m^3$ )	184.01	183.03	182.23	181.55	181.15	181.25	180.90	180.55	180.21	179.87
給水原価 (円/ $m^3$ )	181.31	187.60	185.85	183.59	169.65	175.81	179.00	178.25	175.62	176.79

## ③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

本市で管理している上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設並びに簡易給水施設は、地理的条件や財政面を考慮し、可能な限り各施設各地区を接続するハード統合を三段階に分けて段階的に行う予定である。なお、経営のみのソフト統合を併用して計画する。

まず、第一段階(平成22・23年度)に於いて、54地区のうち6地区を統合し、48地区となる。第二段階(平成24～26年度)では、第一段階で統合を行った施設同士の統合と水道未普及地域の解消及び一部簡易給水施設と上水道事業との統合を予定し、48地区のうち11地区を統合し、37地区となる。最終段階(平成27・28年度)は、水道未普及地域の施設計画の策定に着手し、平成28年度で水道未普及地域にある各地区の水道事業を上水道事業とするソフト統合を行い、事業統合を完了する計画とする。最終年度である平成28年度には、ハード的な施設数は、37地区となるが、水道料金を始め、維持管理経営を含めたソフト統合により、同一行政区域内で上水道事業として一事業経営を目標とする。

なお、水道料金に関しては、平成23年度に統合する地区の料金統一(簡易水道料金)を始めとし、統合認可変更後に随時料金の統一を行い、平成28年度には、すべての地区を上水道料金に引き上げるものとする。

また、施設運転・維持管理については、当分の間現行の体制で実施していくこととなるが、第一から第三段階での統合により、市直営への運転・管理に移行していく計画である。ただし、第三段階の時点においても、37地区の施設を運転管理する必要があり、さらに水道事業経営の合理化を進めるうえで、施設の運転管理を第三者委託も視野に入れて、検討する。水質管理については、これまで通り全ての水道施設について水質管理を行い、水質検査についても奈良広域水質検査センター組合で定期水質検査を実施していく。